

近代礼法書にみる図書館のマナー

呑海沙織*

Library manners in modern Japanese books on rules of decorum

Saori DONKAI

抄録

本研究は、近代礼法書における図書館に関する記述の変遷をみることによって、図書館のマナー形成について考察を行うことを目的とする。自由教科書期〔明治5（1872）～明治19（1886）年〕、検定教科書期〔明治19（1886）年～明治36（1903）年〕、国定教科書期〔明治36（1903）年～昭和20（1945）年〕の各時期に刊行された礼法書をとりあげ、「図書の扱い」や「図書館におけるふるまい」についての記述の変遷を考証した。その結果、(1) 近代礼法書に図書館に関する記述がみられるのは国定教科書期の大正時代以降であること、(2) はじめに図書館の資料等の扱いに関する記述がみられ、その後、図書館におけるふるまいに関する記述が付け加えられたこと、(3) 礼法教育の国家基準ともいえる『礼法要項』刊行以降、図書館は公共物として記述されるようになったことがわかった。大正期以降の図書館数の急激な増加に伴って、礼法書で図書館が取り上げられるようになり、『礼法要項』に「公共物としての図書館」におけるふるまいが掲載されたことによって、その全国化や標準化が推進され、図書館のマナーが形成されていったものと考えられる。

Abstract

The purpose of this study was to consider a formation process of library manners through the transformation of the descriptions about the library manners in modern Japanese books on rules of decorum. This paper analyzes them before certification system (1872-1886), in certification textbook period (1886-1903) and in the national textbook period (1903-1945). The results are as follows: (1) Library manners are observed in modern Japanese books on rules of decorum after Taisho Era. (2) Initially, how to use books in libraries was written and then how to manner in libraries was made an addition to them. (3) After being published *Reihoyoko* known as a national standard of etiquette education, a library has been treated as a public property in modern Japanese books on rules of decorum. We can consider that the etiquette books began to cover the library manners in Taisho Era because the number of library increased at a faster rate in that period. Adoption by *Reihoyoko* of the library manners facilitated the standardization of them and expanded them nationwide. The results of this study conclude that is one cause of a formation of library manners.

* 筑波大学大学院図書館情報メディア研究科
Graduate School of Library, Information and Media Studies,
University of Tsukuba

1. はじめに

図書館には、「資料を丁寧に扱う」「静かにする」「飲食をしない」などのマナーがある。このような図書館におけるふるまいは、いつ頃からどのように、マナーとして一般に認識されるようになったのだろうか。本研究はこの問いに礼法教育からのアプローチを試みるものである。礼法書に記述されている図書館におけるあるべきふるまいの変遷をみることによって、図書館利用のマナー形成について考察を行う。

礼法書とは、礼法、つまり礼儀作法について解説された図書¹である。礼法とは、「礼の意思をあらわすための、動作に関する式法」²であり、日本における礼の思想は、礼儀として実践的な社会秩序を維持する役割を果たしてきた³。礼法書とは、社会規範として人間が守るべきとされる行いについて述べられた図書であり、その内容は当然のことながら社会状況に応じて変化する。

小笠原が「マナーの根源は礼法にある」⁴と述べているように、日本におけるマナー形成について考察を行う上で、礼法への着目は不可欠である。よって本研究では、研究対象として礼法書を取りあげるものとする。

対象とする期間は、近代公共図書館の考え方が日本に流入した明治期から昭和戦前期までとする。調査対象と

する礼法書は、『近代日本礼儀作法書誌事典』⁵に収録された近代礼法書401タイトルである。なお同書は、明治元年（1968）から昭和20（1945）年に「日本国内で出版された礼法・礼儀作法・マナー等を主な内容とする著作物」⁶が収録対象とされている。

2. 近代礼法教育の変遷

日本において「礼法」は元来、武家の礼法を意味しており、小笠原流が江戸時代の礼法の最大流派であった。小笠原流礼法は、武士だけではなく広く民間にも影響を与えた。明治時代に入っても、江戸時代に刊行された礼法書が出版されていたが、時代を経るにつれて、その様相は徐々に変わっていく。

江口・住田⁷は、近代の礼法教育を下記のように六期に区分している。

- (1) 自由教科書Ⅰ期〔明治5（1872）～13（1880）年〕
 - (2) 自由教科書Ⅱ期〔明治14（1881）～15（1882）年〕
 - (3) 自由教科書Ⅲ〔明治16（1883）～19（1886）年〕
 - (4) 検定教科書Ⅰ期〔明治19（1886）～27（1894）年〕
 - (5) 検定教科書Ⅱ期〔明治27（1894）～36（1903）年〕
 - (6) 国定教科書期〔明治36（1903）～昭和20（1945）年〕
- 表1はそれぞれの時期の特徴を簡略にまとめたものである。

表1 礼法教育と礼法教科書の変遷

区分	時期	礼法教育と礼法教科書
自由教科書Ⅰ期 (前礼法教育期)	明治5(1872)～13 (1880)年	学校教育に礼法が正式に導入される前の時期。
自由教科書Ⅱ期	明治14(1881)～15 (1882)年	明治14(1881)年、小学校教則綱領で修身科の一部に「作法」として礼儀教育が導入された時期。礼法教科書の出版が活発になる。
自由教科書Ⅲ期	明治16(1883)～19 (1886)年	明治16(1883)年、文部省によって『小学作法書』が刊行され、以降の礼法教科書に影響を与えた時期。
検定教科書Ⅰ期	明治19(1886)～27 (1894)年	明治19(1886)年、教科書が検定化される。礼法教科書の内容が、教育勅語を基盤とする文部省礼法へと変化する時期。
検定教科書Ⅱ期	明治27(1894)～36 (1903)年	検定教科書が実際に使用された時期。
国定教科書期	明治36(1903)～昭和 20(1945)年	明治36(1903)年、教科書の国定化がはじまり、礼法教科書の内容がより整備された時期。小学校令の改定により、礼法教育が修身科の一部として明文化され、文部省によって『礼法要項』が発表される。

江口敦子・住田昌二「礼法教育の研究（第1報）：小学校における礼法の成立過程」『日本家庭科教育学会誌』26（2），1983.8，p.13-17より作成

自由教科書Ⅰ期は、礼法が学校教育に正式に導入されるまでの時期である。しかし、礼法教育が全行われていなかったわけではなく、小学校や女子の教育機関であった女紅場で礼法が教授されていた。自由教科書Ⅱ期は、礼法教育が修身科の一部に「作法」として正式に導入され、礼法教科書の出版が活発化した時期である。自由教科書Ⅲ期では、文部省編輯局によって小学校における礼法教育の指針が示された『小学作法書』が刊行され、この影響を受けた礼法教科書の出版が増えた。

続く検定教科書期は、教科書に検定制が採用された時期である。検定教科書Ⅰ期では、教科書の検定標準が示され、礼法教科書の内容は、教育勅語を基盤とするものとなった。検定教科書Ⅱ期は、検定基準にもとづいた教科書が、実際に使用された時期である。そして、国定教科書期では、教科書が国定化され、礼法教育の内容が文部省によって具体的に提示された。

この時代区分は、礼法教育にとどまらず、近代礼法史の時代区分としても適切であるとされる⁸。本研究では、自由教科書期〔明治5(1872)年から明治19(1886)年〕、検定教科書期〔明治19(1886)年から明治36(1903)年〕、国定教科書期〔明治36(1903)年から昭和20(1945)年〕の三つの時代区分に分けて考察を行うものとする。

3. 近代礼法書にみられる図書および図書館

本章では、自由教科書期、検定教科書期、国定教科書期の各時期に刊行された礼法書を取りあげ、「図書に関する扱い」や「図書館におけるふるまい」についての記述について考察を行う。

3.1 自由教科書期の礼法書と図書および図書館

〔明治5(1872)～明治19(1886)年〕

今日の日本の公共図書館の原型は、明治5(1872)年に創設された文部省博物局の書籍館にみることができる⁹。「図書館」という語は、明治13(1880)年の東京図書館の発足にあたってはじめて使用されたとされる。明治20(1887)年代に入ると、それまで使われていた文庫や書籍館といった語に代えて「図書館」が使用されるようになったが、当時は「ずしょかん」と発音されていた。今日のように「としょかん」と呼ばれるようになったのは、明治30(1897)年代に入ってからのことである¹⁰。

一方、礼法教科書の出版が盛んになったのは、明治14(1881)年以降である。礼法教育は、明治5(1872)年の学制発布以降、修身にあわせてすすめられていたが、明治14(1881)年の小学校教則要項で、「作法」として

修身科の一部で採用されたことによって広まった¹¹。明治13(1880)年、文部省および東京府に礼法教授の必要性を建議した小笠原清務は、明治14(1881)年に『小学女礼式第一』¹²を刊行した。これは、女性を対象とした礼法書である。綿拔が「江戸時代に主に『武士』という男性を相手にしていたことから考えれば、コペルニクスの転回であったといえよう」¹³と指摘するように、この礼法書の刊行は礼法書の転換点のひとつであったといえることができる。

『小学女礼式第一』は、(1)起居進退(起きたり座ったり、進んだり退いたりする動作に関する礼法)、(2)物品薦撒(物品を客に進めたり、退いたりする際の礼法)、(3)陪侍周旋(主人のそばで御用する際の礼法)、(4)授受捧呈(物品を授受したり、捧げたりするときの礼法)、(5)進饌程儀(食事を出したり、進めたりなどするときの礼法)、(6)飲食程儀(食事をする際の礼法)を柱として女性の礼法について説かれている¹⁴。図書館などの公共施設におけるマナーについての言及はみられないが、「物品薦撒」において、書物の授受に関する作法が下記のように詳細に記されている。

書冊巻物の類進め様并に収め様

書冊は標題を我見る如くにして右の手にすゑ左の手をそへ持ちて出て進めんとする時左の手にて左の隅を取りて字頭を我方へ廻し左の手に居ゑかへてこれを進むへし収むる時ハ右の手に右の隅を持ち左の手に居ゑ字頭を向ふへ取廻しなから元の如く右の手に居ゑ左をそへて還るへし巻物も同じ心得なり

但書冊巻物とも相應の臺に載せて出たす時も之に準して知るへし¹⁵

『小学女礼式第一』刊行以降、この礼法書を手本とした複数の女礼式の教科書が出版された。江戸時代に小笠原流の最高権威であった小笠原家が編んだ礼法書であったためと考えられる¹⁶。

明治16(1883)年には、文部省編輯局によって『小学作法書』¹⁷が刊行された。この礼法書では、小学校における礼法教育の指針が示され、その後の礼法書に大きな影響を与えた。父母や天皇・皇室に対する礼法を重視している点、記述の対象が生徒の全生活に広げられている点など、それまでの武家礼法とは異なる礼法書であった¹⁸。同書は、巻一から巻三の三冊からなり、図書の扱いについては巻二で下記のように記されている。

机及び書物等へ落書きすべからず。

硯に垢をためざるやうにすべし。凡べて机の上及び書物のおき處等ハ日々務めて掃除すべし。

書物はよくよく意を加へて大切に扱ふべし。破れあらば繕ひ皺あらばのべおくべし。

讀書の時用事出で來たらバかならず靜かに冊を掩ひて後立つべし。

書物を讀ミ畢はらバ順序よく收めおくべし。入れ違ひおく時ハ紛失しやすし。

人より借りたる書物は成るべきだけ丁寧に取り扱ひ速かに讀み終はりて返すべし¹⁹。

このように、明治5(1872)年から明治19(1886)年にあたる自由教科書期の礼法書では、図書の授受など、図書の扱い方に関する記述は散見されるが、図書館におけるふるまいに関する記述はみられない。

文部省が公共図書館への関心を高めはじめたのは、明治10(1877)年以降のことであるとされる²⁰。明治8(1875)年の『文部省年報；第三』²¹より、図書館(書籍館)の一覧が掲載されるようになり、翌明治9(1876)年の『文部省年報；第四』では、文部大輔であった田中不二麻呂によって「公立書籍館ノ設立ヲ要ス」が提言された。この提言において田中は下記のように、公立学校と公立図書館²²の双方が機能してはじめて近代教育の発展が成立すると述べている。

公立学校ヲ設置シ人民ノ智識ヲ闡発スルニ至リテハ各地方教育者ノ嘗テ殫思スル所ニシテ夙ニ吾儕ノ素願ヲ滿タシムルニ足ルモノアリ而シテ此他尚目下ニ施行スヘキ緊切ノ件アリ即公立書籍館ノ設置ヲ要スル是ナリ夫レ学校ノ事業ハ尋常普通欠ク可ラサルモノト雖男女各為スヘキノ職務アリ或ハ己ヲ得サルノ障碍ニ会シ半途ニシテ其志ヲ遂ケス徒ニ前功ヲ放棄スル者比々然リトス公立書籍館ノ設置ハ此輩ヲシテ奮ニ囊時ノ修習スル所ヲ操釋セシムルノミナラス更ニ其学緒ヲ続成シ終ニ大美帛ヲ織出スヘキ良機場ヲ開クモノナリ²³

以降、本格的に設立されはじめた公立図書館(公立書籍館)であるが、その多くは県立師範学校の付属施設として設置された²⁴。『文部省年報；第十』には、東京書籍館を嚆矢として、大阪、新潟、埼玉、栃木、愛知、静岡、滋賀、宮城、秋田、島根、徳島、高知、福岡に地方所管の図書館(書籍館)が設置されていることが記されている²⁵。

とはいえ、この時期の公共図書館はあくまでも普及の緒についたばかりであった。そのため、礼法書にとりあげられるにはいたらなかったものと考えられる。自由教科書期最終年である明治19(1886)年において公共図書館数はわずか²¹であり、総閲覧人数は13万7千人であった。また、同年における総蔵書冊数は139,000冊であり²⁶、

蔵書密度²⁷は0.004であった²⁸。

3.2 検定教科書期の礼法書と図書および図書館

〔明治19(1886)年～明治36(1903)年〕

文部省による『小学作法書』を転機として、それまでの武家礼法を源流とした礼法書は路線を変更したものの、実際には、その後もその多くは流派礼法書家によって刊行されていた。礼法教科書が武家礼法と袂を分かつのは、教科書の検定化以降のことである。

明治19(1886)年の小学校令(明治19年4月10日勅令第14号)の第十三条では、「小学校ノ教科書ハ文部大臣ノ検定シタルモノニ限ルヘシ」と定められ、教科書に検定制度が導入されることとなった。礼法教科書は、直接的には検定の対象とならなかったものの、教科書の検定化を契機としてその内容は、「江戸時代の武家礼法」から「教育勅語を基盤とする社会生活の『心得』的な新たな礼法(文部省礼法)」へと変化していった²⁹。

『新令準據小學作法書；尋常科用』³⁰は、この第一次小学校令に準拠して編まれた礼法書である。第一学年および第二学年において「公共物に対する心得」、第三学年において「公共物取扱に関する心得」について記されているものの、図書館についての記述はみられない。第一学年から第三学年それぞれの公共物に関する心得は、下記のようにある。

第一学年

- 一、衆人共同の物品は、一己の私有品よりも重んずべし。
- 二、学校の器具器械は、共同用のものなれば、大切に取扱ふべし。
- 三、公園にある樹木草花は、常に愛護すべし³¹。

第二学年

- 一、学校は公共物なり、常に愛護して妨害をなすべからず。
- 二、公園の花木を折り、又は出入禁制の場所に踏み入るべからず。
- 三、学校、役所、其他共同用の便所を汚かすべからず。
- 四、共同の水利につき、己れのみ便利を占めんとすべからず³²。

第三学年

- 一、鐵道導線等の如き、公通上必要の物に対しては、對しては、常に之を保護し、決して妨害をなすべからず。
- 二、学校、病院、會社等の如き、公共の建物に對し、猥りに落書、又は危険なる惡戯をなすべからず³³。

第三学年では「読書の心得」についても記されているが、ここにも図書館に関する記述はみられない。

- 一、読書する時は、虚心之を読むべし。
- 二、読書の益は、其意義を知るにあれば、讀み方のみ甘んずべからず。
- 三、読書の際は、姿勢を正しうすることを忘るべからず³⁴。

また、明治23(1890)年に改定された第二次小学校令(明治23年10月7日勅令第215号)により、女学校で礼法教授が重んじられるようになった³⁵。明治28(1895)年の「高等女学校規程」において「作法」の教授が明記され、明治36(1903)3月には文部省による「高等女学校教授要目」において、その教授項目が正式に規定された。

明治36(1903)年に女学誘掖会によって編まれた『女子容儀作法』³⁶は、一般女性を対象とした礼法書である。同書では、第4節として「公衆に対する作法」が設けられている。この節は、「途上通行の作法」「乗車乗船の作法」「旅行に就きての作法」「集会に就きての作法」「紹介の作法」「公園に於ける作法」「博覧会、共進会、物品陳列所等に於ける作法」「興行場に於ける作法」「演説会、談話会に於ける作法」「幻燈会に於ける作法」「公共事業に就きての作法」「慈善に就きての作法」「公設所に対する作法」「私設所に対する作法」「他人の所有物に対する作法」「物品受渡の作法」「物品貸渡しの作法」「物品を借る作法」「物事を人に尋ねる作法」「尋ねに応ずる作法」によって構成されており³⁷、図書館に関する記述はみられない。

図書の扱いに関しては、第7節の「交際の作法」に下記のような記述がみられるのみである。

- 人を饗應する作法(書籍を進むる)
- 書籍も亦、書題の字頭を前にして、両手に持ちて進むべし、但し冊数多きときは、一二三の順を改めて持ち出づべし。又軽き小本は、左の手に持ち、右の手を添へて差し出すべし³⁸。

- 人より饗應を受くる作法(書籍を見る)
- 書籍を出されたらば、好まずとも手に取りて見るべし。是れ主人よりの厚意を受くるなり、されば始を二三枚中ごろを二三枚、終を二三枚を見ておくべし。又多くの相客と共に見るときは、先づ下座の人々に挨拶し、手にとりて其の大意のわかる部分を見て、早く次座の人に廻すべし。久しく見るべからず。冊数の多きは各自一冊、分けて見るべし³⁹。

これらの記述は図書の扱いに関するものではあるが、図

書を通じたコミュニケーションに関してのものであり、実際に図書を利用する際の作法ではない。

このように、明治19(1886)年から明治36(1886)年にあたる検定教科書期の礼法書においても、図書館に関する記述はみられない。「公共物に対する作法」や「公衆に対する作法」に関する記述はあるものの、図書館はこれらに含まれていない。

日本の公共図書館は、明治30(1897)年代以降によりやく根付き、増加していった⁴⁰。特に、明治32年(1899)年11月に公布された図書館令以降、全国的に公共図書館が発展していく。図書館令は、日本で初めての図書館単独法規であり、公共図書館に法的根拠を与え、教育制度上の位置を明示したという点で画期的であった⁴¹。同令第一条において公共図書館は、「図書記録ノ類ヲ蒐集保存シテ公衆ノ閲覧ニ供シ其ノ教養及學術研究ニ資スルヲ以テ目的」する施設として定義されている。

しかし、実際に公共図書館数が急激に増加するのは大正時代に入ってからであり、検定教科書期における図書館は、未だ一般的な意味での「公共物」や「公共の場」としてとらえられていなかったのではないかと考えられる。検定教科書期最終年である明治36(1903)年当時、公共図書館数は86であり、閲覧人数は45万9千人であった⁴²。また、同年における総蔵書冊数は993,000冊であり、蔵書密度は0.022であった⁴³。

3.3 国定教科書期の礼法書と図書および図書館

〔明治36(1903)年～昭和20(1945)年〕

明治36(1903)年、教科書疑獄事件などを契機に、教科書は検定制から国定制に切り替えられた。その後、国定教科書の使用は昭和22(1947)年まで続く。

国定教科書とは、「国が各学校で教師・児童の使用する教科書を国もしくは国が指定する機関著作のものに限定し、その使用を強制する」⁴⁴ものである。教科書は国民常識の形成に大きな影響を与えるものであるが、特に国定教科書期には「教科書に書かれている事柄は国家的規範としての教育内容そのもの」であった⁴⁵。国定教科書に掲載されることによって、その掲載事項は国民常識として定着していったといえる。

図書館界においても、国定教科書に図書館に関する課を掲載するという要望が長年出されていたようである⁴⁶。この要望は、昭和12(1937)年2月19日文部省検査済『小學國語讀本：尋常科用 卷九』⁴⁷に「第十七 図書館」として掲載されることによって、ようやく実現している。この課は下記のような文章ではじまっており、調べたいことや読みたい図書があれば図書館に行けばよいこ

と、目録カードの使い方、閉架式書庫の出納などについて学べるようになっていく。

七月になつて、夜の空に星が美しく見えるやうになつた。僕は、此の間から星のことを知りたいと思つて、父の本箱を見たが、星の本は一冊も無い。「図書館へ行けば、幾らもあるだらう。」

と父は言つた。

今日は日曜日なので、僕は朝から図書館へ出掛けた。其の大きな建物が見えると、僕は暑いのも忘れて、急ぎ足になつた⁴⁸。

この国定教科書への掲載によって、図書館に対する認知度が高くなつたのではないかと推測できる。明治38(1905)年当時、すでに学齢児童の就学率が96パーセント(男子は98パーセント、女子は93パーセント)⁴⁹に達していたことを勘案すると、その影響力の大きさを推し量ることができる。

教科書の国定化以降、礼法教育の内容はより整備されていく。例えば、明治42(1909)年より文部省は礼法調査を行っている。これは、「①蛮カラと称する無作法状態の排除、②生活及び社交、身分関係の変化に対応する礼法の要求、③行幸啓礼の詳細な規定の必要性、④欧米に対して礼法に基づく日本人の生活の明治、の4つの必要性が要因」となって実施されるようになった調査である⁵⁰。

さらに昭和13(1938)年、文部省は具体的な礼法の指導内容について検討を行うことを目的に作法教授要項調査委員会を設置し、宮内、外務、陸海軍、教育・学識経験者等を集めて調査を進めた。そして、同年にまとめられた報告書に修正を加え、昭和16(1941)年、『礼法要項』を発表した⁵¹。『礼法要項』発表後、その解説書が数多く刊行されている。『礼法要項』は、師範学校、中学校、高等女学校、各種実業学校、国民学校で実施された。事実上、礼法教育の国家基準であり、「近代礼儀作法の一つの到達点」であるといえる⁵²。

このように、明治36(1903)年の教科書の国定化以降、教授内容について整備が行われていった礼法書であるが、図書館資料の扱いや図書館におけるふるまいに関する記述がみられるのは大正時代に入ってからのことである。図書館に備え付けられた「器具・図書等」の取り扱いについて初めて触れられたのは、大正5(1916)年刊行の『国民作法要義』⁵³である。以降、礼法書において「図書館においてどのようにふるまうべきか」についても記されるようになった。

また、礼法書に著される図書館におけるふるまいは、礼法教育の国家基準ともいえる昭和16(1941)年の『礼

法要項』刊行以前と以降では、様相が異なる。よって、国定教科書期をさらに『礼法要項』刊行以前と『礼法要項』刊行以降の二つの時期に分け、それぞれの時期に刊行された礼法書の図書館に関する記述について考察を行う。

3.3.1 『礼法要項』刊行以前

前述したように、図書館に備え付けられた物品の取り扱いに関して礼法書でとりあげられるのは、大正5(1916)年刊行の『国民作法要義』以降のことである。同書を著した甫守謹吾は、熊倉が「礼法書のブックメーカー」⁵⁴と表現するように、大正時代から昭和初期にかけて十種以上の礼法書を手掛けている。明治16(1883)年に東京高等師範学校師範学科取調科を卒業した甫守は、大妻技芸学校、常磐女学校、大妻高等女学校の顧問兼講師、東京女子商業学校長を務めるなど、女子教育に携わった⁵⁵。

『国民作法要義』は、文部省による師範学校および中学校の作法教授要項にもとづいて執筆されている。第2章「居常の心得」では、「官衙・学校・図書館等の器具・圖書等の取扱方」として、「官衙、学校、図書館等の器具、圖書等は殊に丁寧に取り扱ひ、破損せざるやうに注意を拂ふべし」⁵⁶と記されている。役所や学校とならんで図書館の器具や図書を丁寧に扱うように記されるとともに、図1のように図書館における読書の挿絵が付されている。その後、同じく甫守によって著された『圖説女子作法要義』にも同様の記述がみられる⁵⁷。

大正時代になると、バイオリンなどの舶来品が礼法書に取り上げられるようになった⁵⁸。この流れのなかで、欧米諸国の文化や制度を採り入れることを意図した明治政府によって導入された近代公共図書館についても同様に、礼法書にとりあげられるようになったといえる。

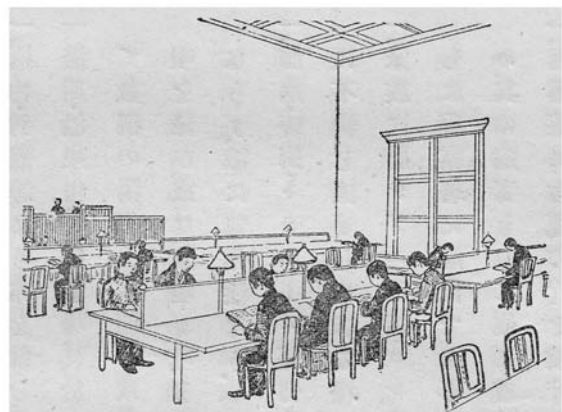


図1 図書館において読書する図

甫守謹吾著『国民作法要義』金港堂書籍、1916、p.32

他方、大正時代は公共図書館数が飛躍的に増加した時期でもある。明治45(1912)年に541であった公共図書館の数は、大正15(1926)年には4,337館となっている⁵⁹。日比谷図書館、宮城県立図書館、佐賀図書館、横浜市図書館などの創設に関わった伊東平蔵が、大正8(1919)年の『図書館雑誌』に寄稿しているように、この時期の公共図書館はその利用や効用について考える新たな段階に入っていたといえる。

今日は図書館の要不要と云ふ事や、図書館設置の急務など、云ふ事は最早過去の問題に屬し、これからは社會一般が如何に之を利用するか、其利用の如何に依つて図書館の効用が益々現はれて來るのであるからして、社會一般も此點に就き考へねばならぬ位置に立てりと信ずるのである⁶⁰。

礼法書では、大正時代半ば頃より公の場におけるマナーが強調されていく傾向がある⁶¹。図書館は、その数が増加し一般に普及するにつれて、公共物、あるいは公の場として認識されるようになったものと考えられる。

図書館に関するマナーについては、先に『国民作法要義』でみたように、図書館に備えられている「もの」に関する記述からはじまったが、昭和に入ると図書館という場でのいかにしてふるまうかということにも言及されるようになる。昭和9(1934)年の佐保会による『新作法書』では下記のようにある。

- 一、 閱覽心得 大きな足音をたてたり、話をしたりして、他人の邪魔をせぬやう、靜かに閲讀せねばならぬ。圖書は公共物であるから、自分の物よりも一層の注意を拂い、汚損せぬやうに氣をつけること。読み終つた時は、規定の場所に必ず返すこと。其他規約をよく守ること。
- 二、 書物の取扱方 書物はすべて大切に取扱ふべきことは言ふまでもないが、なほ製本の種類等によつて心得べきことを次に述べる。
 - イ、 和綴の本 表紙に始めて折り目をつける時は、注意して眞直につけること。箆で線を引いて折ると、正しくつく。
 - ロ、 洋綴の本 特に辭書類のやうな分厚の書物は、表紙が取れ易いから、十分注意して取扱はねばならぬ。書棚からの出し入れは、必ず両手でなし、机の上に置いて讀むこと。
 - ハ、 頁は靜かにめくる。指先に唾をつけることは、不衛生である。
 - ニ、 公共の書物には、線を引いたり、書入れをしたりしてはいけない。(以下略)

三、 書物の授受 書物を渡す時は、我が方に向けて左の掌に載せ、右手で右前を持ち添へ、渡すべき人の前で、軽い本ならば、掌の上で「の」の字なりに廻して、向こうに向けかへて差出す。

少し重いもの、或は數冊重なつたものは、一度机に置き、右手を右向う、左手を左手前にかへ、「の」の字に廻して向きをかへて差出す。甚しく重い本は、初から向こうに向けて持つて行つて渡す。

受取る方は、左手で書物の中程を受け、右手を右前角に添へて受ける。手から手に渡すことは、机の上に置いて進めるよりも、略した渡し方である⁶²。

図書館の扱い方について詳細に解説されているだけでなく、靜かに閲覽するよう記されている。昭和7(1932)年の甬守謹吾による『間違つた作法・間違い易い作法』には下記のように、図書館で靜かにするための禁止事項が記されている。

図書館に於て借り受けた圖書を汚損したり、書入れしたり、又は圖書を閲覽の際音讀したり、高い足音で出入するが如きは、間違つた行爲であります。

図書館は多数の人が思ひ思ひに各種の圖書を閲覽して、研究の資料に供するを目的とする場所ありますから、閲覽中は終始靜肅を守り足音高く出入したり、音讀したりする等は注意すべきであります。この意味を擴張すれば頁をまくるにも、鉛筆を削るにも總べて靜肅を破らぬ様にすべきであります⁶³。

「音讀」「高い足音での出入り」を禁止するだけでなく、「頁を来る音」や「鉛筆を削る音」にも配慮し、図書館の靜寂を保つことと記されている。

また、礼法教科書ではないが、「図書館」の課がはじめて掲載された国定教科書『小學國語讀本：尋常科用；卷九』⁶⁴では、下記のように図書館においてあるべきふるまいが描かれている⁶⁵。

閱覽室へ行つた。

天井の高い、廣々とした室は、しんとして靜かだ。しかも、中には大勢の人がゐて、熱心に本を見てゐる。僕も、出来るだけ音を立てないやうに行つて、あいてゐる席に腰掛けた⁶⁶。

その他、図書館でのふるまいに関して、昭和12(1937)年の作法教育研究会による『小學作法書公民作法(尋常科用)』では下記のようにある。

公會堂や図書館などでは、きまりに従つて、

- (1) きまった場所の外では飲み食ひをしないこと
- (2) かべやへいには、らく書をしないこと
- (3) みなりや行儀を正しくすること⁶⁷

「決まった場所以外では飲食しないこと」「身なりや行儀を正しくすること」など、図書館の中でのふるまいについて記されている。

さらに、この時期の特徴としては、欧米の例話の掲載をあげることができる。「公衆作法が成熟した欧米」と「公衆作法が未成熟な日本」という対比構図から、公衆作法の改善を説くものである。昭和2（1927）年に刊行された甬守謹吾による『現代の作法』では、「公衆作法に関する心得」の章で、欧米人に比べて日本人の公衆作法の未熟さや公德心の欠乏を嘆き、その向上を求めている。

我が國民が公德心に缺乏してゐることは歐米人に對して甚だ恥づかしい次第でございます。従つて公衆に関する作法の如きも亦未熟であることは歎かましいことでございます。それで吾人は此の公衆作法の研究及び練習に大に意を用ひ、其の實行上には一層の努力をせねばなりません。

歐米人は一般に公德心に富んでゐる爲め、公衆の爲めに盡くす精神が頗る發達し、公共の爲めに設けられた建物其他公共物を尊重する風が強いのでございます⁶⁸。

昭和6（1931）年の東京作法研究会による『尋常小學作法書』では、日本人は私的な関係性においては礼儀作法を心得ているが、公的な関係性においては無作法であることを指摘している。そして、その理由として日本人が欧米人に比べて公德心が低いことをあげ、「文明國民」として恥づべきことであるとしている。

一般に日本人は友達や知つてゐる人に對してはきはめて親切で、禮儀作法も正しいが見知らぬ人や公衆に對しては、不親切無作法だと言はれてゐます。又日本人は自分のものは大切にしますが、他人のものや公衆のもの（道路、公園、學校、圖書館）などになると其の取扱が至つて亂暴だと言はれて居ります。

これらは日本人が西洋人にくらべて公德心の低い事を示すもので文明國民として恥づべきことであります⁶⁹。

3.3.2 『礼法要項』刊行以降

文部省は、昭和13（1938）年より、礼法教授の内容について吟味を開始し、昭和16（1941）年に『礼法要項』を発表した。『礼法要項』は、その巻頭の「趣旨」に記

されているように、中等学校における礼法教授の資料として編纂されたものであるが、同時に、「一般國民の日常心得べき禮法の基準たらしめんとするもの」とされた⁷⁰。前篇・後篇に分けられており、前篇では日常作法について、後篇では「皇室・國家に関する禮法」「家庭生活に関する禮法」「社會生活に関する禮法」の三つの部分に分けられている。

「社會生活に関する禮法」では「公衆の場所」における礼法と、「公共物」に対する礼法が記されており、図書館については「公共物」の章で下記のように述べられている。

第二十章 公共物

- 一、すべて公共物はこれを愛重し、公衆の福利を全からしめるやうにする。
- 二、博物館・美術館・陳列館等ではそれぞれの規定に従ひ、靜肅かつ眞面目に觀覽する。館内では特に言動を慎み、輕卒な行のないやうにする。
- 三、圖書館では、閱覽に関する規定・掲示に注意し、すべて掛員の指示に従ふ。
- 四、圖書館の書籍は大切に取扱ひ、汚損・紛失等のないやうにする。辭書・新聞の如く貸出手續によらないものは、閱覽後必ず元の位置に整頓しておく。館内では音讀、談話を慎み、高い足音や物音をたてないやうにする。又濫りに閱覽の席を變更しない⁷¹。

「公共物」の章で記述されているのは図書館や図書館所蔵の資料のほか、博物館・美術館・陳列館等、公衆電話に関してである。

『礼法要項』の刊行以降、図書館に関しては、公共物の文脈のなかで記されるようになる。図2は、明治13（1880）年から昭和17（1942）年の公共図書館数の変化を表したグラフである。自由教科書期から検定教科書期にかけて公共図書館数は、20館から30館の間を微増減している。そして、大正時代に飛躍的に増加し、昭和時代に入ると4,000館を超えるようになり、『礼法要項』が出された昭和16（1941）年には4,794館となっている。このような公共図書館の増加が、公共図書館が公共物であるという認識を形成させたのではないかと考えられる。なお、公共物について、茂手木みさをによる『新しい女子禮法の手引』において「社會公衆のために特に設けられてあるもの」^{72, 73}、佐藤政雄による『皇民禮法精典』において、「私有物の反對のもの」⁷⁴であると説明されている。また、国民礼法調査会による『國民新儀禮に據る現代女子禮法』では、「文化が進み生活が向上するにつれ將來益々公共物の利用及び公共的施設は其の数を

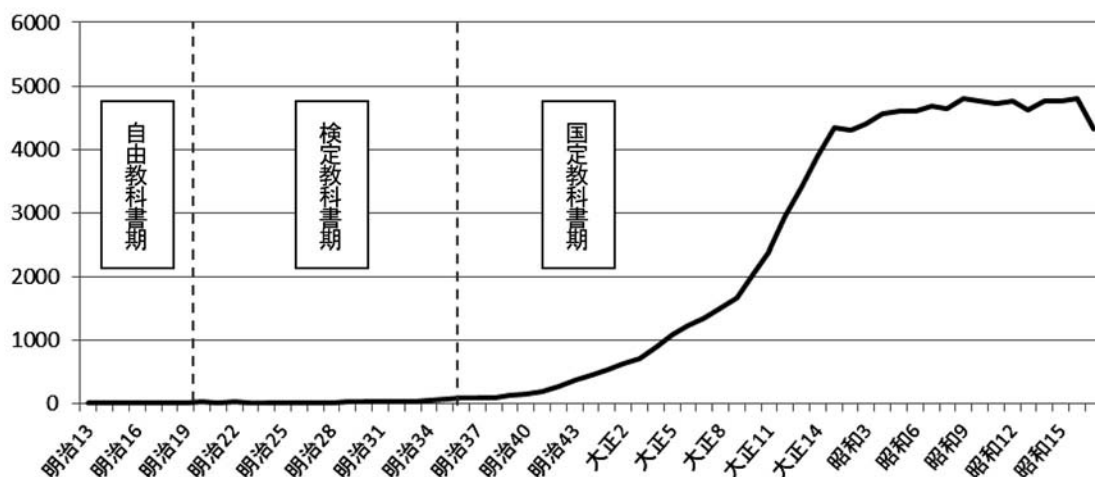


図2 公共図書館数の変化と礼法書の変遷 (明治13年から昭和17年)

石井敦『日本近代公共図書館史の研究』日本図書館協会, 1972, p.296 - 298「公共図書館統計」〔国(官)立図書館を含む〕および江口敦子・住田昌二「礼法教育の研究(第1報):小学校における礼法の成立過程」『日本家庭科教育学会誌』26(2), 1983.8, p13 - 17より作成

増すものであるから之が取扱の如何は各方面に多大の影響をもつことを知らねばならぬ⁷⁵とあり,文化の発展に伴う公共物に対する態度の重要性が述べられている。

その他、『礼法要項』では図書館でのマナーについて,主として下記の5点をあげている。

- (1) 閲覧規定・掲示や掛員の指示に従うこと
- (2) 図書を大切に扱うこと
- (3) 辞書や新聞のように貸し出し手続きによらないものは元の位置に戻すこと
- (4) 館内では静かにすること
- (5) みだりに閲覧する席を変更しないこと

これらの図書館のマナーは,その後の礼法書に踏襲されていく。図書館のマナーとしてこの5点をあげている礼法書は、『礼法要項』が発表された昭和16(1941)年に限定しても下記のようにある。

- ・戸川幸夫編『昭和の禮法』⁷⁶
- ・禮法研究会著『禮法要項解説』⁷⁷
- ・留守信綱編著『新体制下に於ける日常礼法作法全書』⁷⁸
- ・中上川義一郎編著『昭和の國民禮法』⁷⁹
- ・清水福市著『禮法精義』⁸⁰

その後,国定教科書期の末期にかけて,礼法書にみられる図書館のマナーは,上記5点のうちでも特に「図書を大切に扱うこと」「館内では静かにすること」が多く出現する。

4. さいごに

以上,自由教科書期,検定教科書期,国定教科書期の各時期に刊行された礼法書を取りあげ,「図書の扱い」や「図書館におけるふるまい」についての記述について考察を行った。

自由教科書期および検定教科書期における礼法書には,図書の扱い方に関する記述は散見されるものの,図書館におけるふるまいに関する記述はみられない。礼法書に図書館に関する記述が見られるのは,国定教科書期の中でも大正期以降のことである。図書館に備え付けられている「もの」に関する記述からはじまり,その後,図書館における「ふるまい」に関する記述が付け加わるようになったことがわかった。

「礼法書における図書館に関する記述」に関して近代は,大きく下記のように三つの時期に分けることができる。

- (1) 図書館に関する記述がみられない時期
大正4(1915)年まで
- (2) 図書館について言及されはじめる時期
大正5(1916)年の『國民作法要義』以降,昭和16(1941)年の『礼法要項』が刊行されるまで
- (3) 図書館が公共物としてとらえられる時期
昭和16(1941)年の『礼法要項』刊行以降

大正期の公共図書館数の急激な増加に伴い,礼法書において図書館が取り上げられるようになり,昭和に入って図書館が普及することによってさらに,公共物として認識されるにいたったものと考えられる。また,図書館に

関する課が、国定教科書に掲載されたことも図書館に対する認知度を向上させる要因のひとつになったものと思われる。

図書館マナーの受容において、礼法教育の国家基準ともいえる『礼法要項』に、図書館におけるふるまいが掲載され、その後、『礼法要項』の内容を踏襲した礼法書が刊行されたことの意義は大きい。このことによって、「図書館におけるあるべきふるまい」についての全国化や標準化が推進され、「図書館のマナー」として形成されたものと考えられる。

注および引用文献

- 1 書籍、書物、本ともいわれ、礼法書においても書籍や書物という用語が使われているが、本研究では引用部分を除いて「図書」を使用することとする。
- 2 福田アジオほか編『日本民族大辞典；下』吉川弘文館、2000.4、p.810
- 3 福田アジオほか編『日本民族大辞典；下』吉川弘文館、2000.4、p.808
- 4 小笠原清信著『礼法入門：しきたりと作法』保育社、1978.1、p.2
- 5 陶智子・綿抜豊昭編著『近代日本礼儀作法書誌事典』柏書房、2006.7
- 6 陶智子・綿抜豊昭編著『近代日本礼儀作法書誌事典』柏書房、2006.7、p.4
- 7 江口敦子・住田昌二「礼法教育の研究（第一報）：小学校における礼法の成立過程」『日本家庭科教育学会誌』26（2）、1983.8、p.13-17
- 8 陶智子「日本近代礼法略史」陶智子・綿抜豊昭編著『近代日本礼儀作法書誌事典』柏書房、2006.7、p.614
- 9 石井敦著『日本近代公共図書館史の研究』日本図書館協会、1972、p.239
- 10 図書館用語辞書編集委員会『最新図書館用語辞典』柏書房、2004.4、p.379
- 11 江口敦子・住田昌二「礼法教育の研究（第1報）：小学校における礼法の成立過程」『日本家庭科教育学会誌』26（2）、1983.8、p.13-17
- 12 小笠原清務・水野忠雄編『小學女禮式第一』同源社、1881.5
- 13 綿抜豊昭・陶智子編著『絵で見る明治・大正礼儀作法事典』柏書房、2007、p.316
- 14 丸括弧内の説明は、下記による。
綿抜豊昭・陶智子編著『絵で見る明治・大正礼儀作法事典』柏書房、2007、p.316-317
- 15 小笠原清務・水野忠雄編『小學女禮式第一』同源社、1881.5、p.13-14
- 16 綿抜豊昭著『礼法を伝えた男たち』新典社、p.103
- 17 文部省編輯局編『小學作法書；卷一・卷二・卷三』文部省編輯局、1883.6
- 18 江口敦子・住田昌二「礼法教育の研究（第一報）：小学校における礼法の成立過程」『日本家庭科教育学会誌』26（2）、1983.8、p.13-17
- 19 文部省編輯局編『小學作法書；卷二』文部省編輯局、1883.6
- 20 日本図書館協会編集『近代日本図書館の歩み：本篇』日本図書館協会、1993、p.208
- 21 文部省編『文部省年報；第三』宣文堂、1875
- 22 地方自治体所管のものに関しては「公立図書館」という用語を使用する。
- 23 文部省編『文部省年報；第四』宣文堂、1876、p.22
- 24 日本図書館協会編集『近代日本図書館の歩み：本篇』日本図書館協会、1993、p.208
- 25 文部省編『文部省年報；第十』宣文堂、1882
- 26 図書館数、総閲覧人数、総蔵書冊数については下記を参照した。
石井敦『日本近代公共図書館史の研究』日本図書館協会、1972、p.296-298
- 27 ひとりあたりの蔵書冊数。
- 28 概算。人口38,541千人として算出した。なお、人口は下記を参照した。
総務省統計局「日本の長期統計系列」
<http://www.stat.go.jp/data/chouki/index.htm>
[2011.4.14参照]
- 29 江口敦子・住田昌二「礼法教育の研究（第1報）：小学校における礼法の成立過程」『日本家庭科教育学会誌』26（2）、1983.8、p.13-17
- 30 鈴木龜壽閔；湯澤直藏著『新令準據小學作法書；尋常科用』杉山辰之助、1901.9
- 31 鈴木龜壽閔；湯澤直藏著『新令準據小學作法書；尋常科用』杉山辰之助、1901.9、p.30-32
- 32 鈴木龜壽閔；湯澤直藏著『新令準據小學作法書；尋常科用』杉山辰之助、1901.9、p.55-57
- 33 鈴木龜壽閔；湯澤直藏著『新令準據小學作法書；尋常科用』杉山辰之助、1901.9、p.70-71
- 34 鈴木龜壽閔；湯澤直藏著『新令準據小學作法書；尋常科用』杉山辰之助、1901.9、p.73-74
- 35 陶智子「日本近代礼法略史」陶智子・綿抜豊昭編著『近代日本礼儀作法書誌事典』柏書房、2006.7、p.620
- 36 女學誘掖會著『女子容儀作法』武田福蔵、1903.2

- 37 女學誘掖會著『女子容儀作法』武田福蔵, 1903.2, p.16-41
- 38 女學誘掖會著『女子容儀作法』武田福蔵, 1903.2, p.123
- 39 女學誘掖會著『女子容儀作法』武田福蔵, 1903.2, p.139-140
- 40 石井敦著『日本近代公共図書館史の研究』日本図書館協会, 1972, p.245-246
- 41 日本図書館協会編集『近代日本図書館の歩み: 本篇』日本図書館協会, 1993, p.213
- 42 石井敦『日本近代公共図書館史の研究』日本図書館協会, 1972, p.296-298
- 43 概算。人口45,546千人として算出した。なお, 人口は下記を参照した。
総務省統計局「日本の長期統計系列」
<http://www.stat.go.jp/data/chouki/index.htm>
[2011.4.14 参照]
- 44 中村紀久二著『教科書の社会史』岩波書店, 1992.6, p.128
- 45 中村紀久二著『教科書の社会史』岩波書店, 1992.6, p.i
- 46 「国定教科書に『図書館』の一課編入」『図書館雑誌』31 (4), 1937.4, p.119
- 47 文部省著『小學國語讀本: 尋常科用 卷九』文部省, 1937.12
- 48 全文が, 下記に掲載されている。
「小學國語讀本卷九 第十七 圖書館」『図書館雑誌』31 (4), 1937.4, p.116
- 49 文部省編『学制百年史; 記述編』帝国地方行政学会, 1981
- 50 江口敦子・住田昌二「礼法教育の研究 (第1報): 小学校における礼法の成立過程」『日本家庭科教育学会誌』26 (2), 1983.8, p.13-17
- 51 熊倉功夫著『文化としてのマナー』岩波書店, 1999, p.215
- 52 陶智子「日本近代礼法略史」陶智子・綿拔豊昭編著『近代日本礼儀作法書誌事典』柏書房, 2006.7, p.620
- 53 甫守謹呉著『國民作法要義』金港堂書籍, 1916年6月, p.32
- 54 熊倉功夫著『文化としてのマナー』岩波書店, 1999, p.196
- 55 『大正人名事典II上巻 (底本: 猪野三郎編『大衆人事録: 昭和三年版』1927, 帝国秘密探偵社)』高野義夫, 1989, ホ之部 p.1
- 56 甫守謹呉著『國民作法要義』金港堂書籍, 1916.6, p.32
- 57 甫守謹吾著『圖説女子作法要義』金港堂書籍, 1917.4, p.32
- 58 陶智子「日本近代礼法略史」陶智子・綿拔豊昭編著『近代日本礼儀作法書誌事典』柏書房, 2006.7, p.620
- 59 石井敦『日本近代公共図書館史の研究』日本図書館協会, 1972, p.296-298
- 60 伊東平蔵「圖書館の利用法」『図書館雑誌』38, 1919.5, p.100-104
- 61 熊倉功夫著『文化としてのマナー』岩波書店, 1999, p.205-209
- 62 佐保会編『新作法書』至誠堂, 1934.3, p.25-27
- 63 甫守謹吾著『間違つた作法・間違い易い作法』啓文社, 1932.3, p.352-353
- 64 文部省著『小學國語讀本: 尋常科用 卷九』文部省, 1937.12
- 65 全文が, 下記に掲載されている。
「小學國語讀本卷九 第十七 圖書館」『図書館雑誌』31 (4), 1937.4, p.116
- 66 文部省著『小學國語讀本: 尋常科用 卷九』文部省, 1937.12
- 67 作法教育研究會著『小學作法書公民作法 (尋常科用)』帝國教育會出版部, 1937年1月, p.27
- 68 甫守謹吾著『現代の作法』南光社, 1927.4, p.307-308
- 69 東京作法研究會『尋常小學作法書 (第五學年用)』文教書院, 1931.5, p.35
- 70 「禮法要項趣旨」『文部省制定禮法要項』教育週報社出版部, 1941.5
- 71 『文部省制定禮法要項』教育週報社出版部, 1941.5, p.56-57
- 72 茂手木みさを著『新らしい女子禮法の手引』畑米吉發行, 1942.12, p.183
- 73 茂手木みさを著『新らしい女子禮法の手引』畑米吉發行, 1942.12, p.183
- 74 佐藤政雄編『皇民禮法精典』軍事教育社, 1942.1, p.356
- 75 國民禮法調査會編『國民新儀禮に據る現代女子禮法』吉田研一發行, 1941.3, p.123
- 76 戸川幸夫編『文部省制定昭和の禮法』興亞日本社, 1941.6, p.180-181
- 77 禮法研究會著『禮法要項解説』帝國地方行政學會發行, 1941.8, p.248
- 78 留守信綱編著『新体制下に於ける日常礼法作法全書』小泉準一, 1941.8, p.236-237
- 79 中上川義一郎編著『昭和の國民禮法』殿原一雄発

行, 1941.9, p.140

- 80 清水福市著『禮法精義』永田與三郎発行, 1941.12,
p.214

(平成 23 年 4 月 22 日受付)

(平成 23 年 7 月 12 日採録)